

六月二十日午後二時ヨリ會社應接室ニ於テ勞資會見シ從業員

側ヨリ左、交渉ヲ為シタリ

1. 會社、二割減給案ニ三分減給ニ修正スルコト

2. 月曜日火曜日、休業日ニ休業、場合ハ臨時休業平常ヲ支給

3. 月曜日火曜日ニ休業、場合ハ臨時休業平常ヲ支給

右ニ對シ會社側

ノニ對シテハ考慮シ置クヘシ

又ニ對シテハ將來活動シ得ル様努力スヘシ

3. ニ對シテハ火曜日ノ休業、場合ニ限リ文給又ヘク考慮シ置

クヘシ

六月二十七日午後一時ヨリ又ニ會見シ從業員側ハ三分減給ヲ以テ一日八時間、勞働時間ニ對シ三十分間無給ニテ作業久ルコトシ提案セルニ會社側ハ之ヲ容認スル能ハズトテ交歩行懺ミン状第ニ入リタルカ最後ニ會社ハ報従業、報齊シ單價一割五分ノ值

下ク、一時ヨリ又ニ會見シ從業員側ハ三分減給ヲ以テ一日八時間、勞働時間ニ對シ三十分間無給ニテ作業久ルコト

ヘシ但シ不規則策トシテ考覈セル新制度の実施シ得テ結果

トシテ將來日月火曜、以外ニ休業スルニ至ルトニ會社ハ責任シ又担タル能ハズト最後、申波シラ為シタルニ從業員側ハ協議、上改メテ回答スルコト、約シ年後四時項會見、終リタリ

一事業主側

會社ハ既ニ減給率、援加、タメ最大、讓歩、厚シタルニ從業員側ハ之レヨン承認セサルニ於テハ新制度、振出シ共、結果現在以上ニ休業スルニ至ルハ從業員側ヨリ之ヲ承認、向シ何等カ、申波スアルモ、ト、推察シシ其、將ニ際シ單價極下、行

シ報酬ハ如何

從業員側

“作業別”

ノニ對シテハ

作業別化、毎、現迄月曜、火曜之休勤